

以下の問題を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄に
を、誤っていれば、右欄に を記入しなさい。

問題 1 化学・生物兵器の開発等に転用の可能性が高い汎用品・技術及び専用品・技術を規制対象としている国際輸出管理レジームは、オーストラリア・グループ（AG）と呼ばれている。

問題 2 MTCRは、大量破壊兵器を運搬する手段であるミサイル、無人航空機及びそれらの関連汎用品・技術を規制対象にしている。

問題 3 ワッセナー・アレンジメント（WA）は、旧共産圏への輸出を規制していたココムの解散後に発足したが、旧共産圏のロシアは参加していない。

問題 4 「武器輸出三原則」とは、日本が武器を「持たず」、「作らず」、「持込ませず」とした国会の決議であり、全地域向けに武器の輸出を認めないことである。

問題 5 輸出令別表第3に掲げる地域は、国連安保理決議に基づき規定されている。

問題 6 不拡散型輸出管理で重要なポイントは、用途、需要者のチェックである。

問題 7 「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」にあるリスト記載の貨物を輸出することは禁止されている。

問題 8 個別輸出許可の有効期限は、経済産業大臣によって特に必要があると認められた場合を除き、許可の日から原則3ヶ月である。

問題 9 包括輸出許可が失効した場合でも、個別輸出許可を申請し、許可を受ければ輸出は可能である。

問題 10 輸出令別表第 4 に掲げる地域以外でも、一般包括許可が全く使用できない地域がある。

問題 11 個別許可の申請窓口は、貨物・技術の種類、仕向地・提供地に関係なく一般包括許可の申請窓口と同じである。

問題 12 日本の政府開発援助（ODA）に基づき行われる貨物の輸出については、外務省などが関与しているので、リスト規制該当貨物であっても、常に輸出許可が不要である。

問題 13 輸出管理のための社内規程の作成にあたっては、必要事項を網羅し、かつ、自社の業務内容に即した実効的な規則となるよう留意しなければならない。

問題 14 該非判定を正しく行うためには、技術内容と法令に精通した者が行い、その判定結果について判定誤りや判定漏れ等がないかを他の者が確認するのが望ましい。

問題 15 該非判定書の様式は法令で定められている。判定に際しては法令で定められた所定の様式を必ず使用し、輸出者自ら作成することは禁じられている。

問題 16 海外営業部門のような輸出に直接係わっている部門は、輸出に関する知識を有するとともに輸出行為の主体となる部門であるので、企業の輸出管理を統括する組織は、海外営業担当の取締役の下に置くことが望ましい。

問題 1 7 該非判定は、日本国内で製造された貨物と技術についてのみ行えばよい。外国で製造された貨物や技術は、日本に輸入され、再び外国に輸出・提供する場合であっても、輸出令別表第 1 や外為令別表では規制されていないので、該非判定は不要である。

問題 1 8 外為法で規制されている貨物・技術の輸出に関する文書を保管する目的は、内部監査だけのためである。

問題 1 9 輸出管理教育は定期的・継続的に行う必要がある。そのためには、教育目的、教育内容、実施責任者、スケジュール等を制度化し、業務内容に即した教育計画、講師育成、テキスト作成などの整備を図ることが望ましい。

問題 2 0 わが国の安全保障輸出管理は、リスト規制とキャッチオール規制の 2 通りの方法で規制が行われている。

問題 2 1 原子力供給国会合 (N S G) は、インドの核実験を契機に設立された。

問題 2 2 東京の貿易会社甲商事は、アメリカのソフトメーカー A 社から外為令別表の 9 の項に該当する通信用暗号ソフトが入った CD - ROM 1 0 0 セットを輸入したが、ソフトの一部に重大な欠陥があったので、全品返却することになった。この場合、通信用暗号ソフトは、もともとアメリカのソフトメーカー A 社のものであり、単に返品するだけなので、役務取引許可は不要である。なお、この通信用暗号ソフトは、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されていない。

問題 2 3 リスト規制に該当する貨物が大量破壊兵器等の開発等のために用いられる疑いがある場合は、一般包括許可を使用して輸出令別表第 3 の

地域（ホワイト国）向けに輸出する場合であっても経済産業省への事前届出が必要である。

問題 2 4 輸出令別表第 1 の 3 の項に該当するポンプ 1 台（価額 4 万円）を英国に輸出しようする場合、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題 2 5 横浜の甲貿易会社の海外営業部の乙は、化学品 A（100 キログラム）が輸出令別表第 1 の 3 の項に該当することを購入先のメーカーから知らされていなかったため、輸出許可を取得しないで発注先のシンガポールにある甲の子会社に化学品 A を輸出してしまった。このような場合、乙は、化学品 A が輸出令別表第 1 の 3 の項に該当することを知らなかったため、甲貿易会社は、外為法違反に問われることはない。

平成19年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第10回)

(STC Associate)試験問題